

## 第11回岐阜市産業廃棄物不法投棄対策本部会議

平成17年4月22日 11:00～

市長応接室

市長、小野崎助役、高村助役、収入役、市長公室長、政策総括審議監  
環境事業部長、人・自然共生部長、農林振興部長、  
行政管理部長、経営管理部長、市民健康部長、まちづくり推進部長、  
都市建設部長、基盤整備部長、市民参画部長、  
上下水道事業部長、工事検査室長  
その他

### 1. 市長あいさつ

- ・ 昨年、本事案が公になってから一年が経過した。「迅速」、「情報公開」、「市民との協働」の原則を打ち出し、それに基づいて様々な対応をしてきた。
- ・ 残念ながら、まだ一部市民の方々の中に、我々の対応について、十分理解が得られていない。今後、ますます情報公開あるいは説明責任を果たすよう十分努力をして欲しい。
- ・ 検証委員会の様々な指摘の中で、公務員としての自覚についての厳しいご指摘も入っている。自覚をしっかりと高めながら市民の信頼を回復するために一層の努力をしていかなければならない。
- ・ 昨年の10月から実施をしてきた詳細調査の結果が判明した。推定廃棄物量は推計より30%強増えて約75万3千 $\text{m}^3$ 。中身は概ね建設廃材であった。この調査結果を基に、5月に検討委員会技術部会が開催される予定になっている。
- ・ その中で、今後の具体的な対応方法、アプローチについてご検討いただくことになっている。技術部会で具体的にどのような方法で解決するかを検討いただくが、技術部会の基本方針として「安全の保障」と「税金を浪費しないで最新の技術によって最適な処理」の2つが基本スタンスとされている。安全と安心のバランスのとれた対策方法を、環境省および県とも十分協議をし、この問題の解決方法を探っていきたい。
- ・ 排出者責任の追及を進めているが、県内外合わせて、現在までに45社から自主撤去の申し出があり、総量は約8万6千 $\text{m}^3$ となった。当初、措置命令をかけている約1万4千3百 $\text{m}^3$ については、近いうちに全量撤去される見込みとなった。その後、崩落危険部分なども含めて引き続き対応していく。
- ・ 2月3日の本部会議で29項目からなるアクションプランを策定した。市民目線に立ち、情報公開に努め、説明責任を果たしてこの問題の解決にあたるよう努めてほしい。

## 2. 不法投棄事案の経緯について

株式会社 善商

- ・ 現在公判中
- ・ 調査費用 55,261,962 円のうち 138 万円回収。
- ・ 措置命令は自主撤去により履行見込み。

排出事業者・収集運搬業者等

- ・ 逮捕者は現在公判中
- ・ 自主撤去の申し出は県外 30 社・県内 15 社
- ・ 自主撤去数量は、12,455 m<sup>3</sup>

岐阜市

- ・ 対応策の検討 詳細調査データの精査中。5月26日技術部会開催予定。
- ・ 同業他社に対する監視・指導の強化

## 3. アクションプランの進捗状況について

- ・ アクションプランの 29 項目のうち、実施済み及び実施中のものは 23 件、計画に従って進行中のものは 6 件。
- ・ 2月3日時点から実施したものは、14 項目。

## 4. 検証委員会報告書に対する職員の主な意見・感想等の集約について

- ・ 検証委員会の報告書の要旨を職員に発信した。
- ・ 全職員から再発防止に向けた意見・感想等を提出させたが、重複した意見等を整理した最終回答報告数が 553 件あった。
- ・ 今後、建設的な改善策・提言等を中心にとりまとめ、これを全職員にフィードバックし、職場研修あるいは業務の参考として活用する予定である。

## 5. 詳細調査の結果報告について

### (1) 不法投棄された廃棄物

- ・ 不法投棄された廃棄物の量は、75.3 万 m<sup>3</sup> (混合物：60.5 万 m<sup>3</sup>、コンクリートガラ：14.8 万 m<sup>3</sup>)。
- ・ 不法投棄された廃棄物の性状は、建設廃棄物で、それ以外の廃棄物は確認されなかった(ポーリング調査、バックハウ調査による)。
- ・ 「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等を平成 24 年度までの間に計画的かつ着実に推進するための基本的な方針(平成 15 年 10 月環境省告示第 104 号)」に定められた有害産業廃棄物(廃油、廃酸、廃アルカリ、感染性廃棄物、廃石綿、重金属、ダイオキシン類等)は、確認されなかった。

## (2) 不法投棄現場場内の現状把握

- ・ 廃棄物間の盛り土、地山は、土壤汚染対策法に基づく土壤溶出量基準、土壤含有量基準に適合していた。
- ・ 廃棄物層中の土砂からは、土壤含有量基準(基準値 150mg/kg)を 10mg/kg 超える鉛が 2 箇所検出されたが、土壤溶出量試験では鉛は検出されなかった。
- ・ 地下水等の水質は、環境基本法に基づく地下水の水質汚濁に係る環境基準(地下水環境基準)等それぞれの基準を満足していたが、鉛、砒素等の値に廃棄物による影響が確認された。
- ・ 廃棄物層内部において、1000ppm 以上の硫化水素を確認したが、敷地境界では検出されていない。

## (3) 不法投棄による周辺環境への影響(場外調査)

- ・ 地下水は、すべて地下水環境基準に適合していた。
- ・ 河川水は、すべて環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準(河川環境基準)に適合していた。ただし、原川の鉛については、参考のため濁水時に調査した結果、現場上流が 0.006 ~ 0.036 mg/、下流が 0.012 ~ 0.018 mg/ であり、個々の値で評価すると環境基準値 0.01mg/ を超える値があった。これは、岐阜大学の調査発表を受け降雨後等濁流時に実施したものであり、濁水の浮遊物質質量に含まれるものであった。  
今後は、環境基準を評価するための方法に従って調査を継続していくとともに、周辺土壌との関連も調査していく。
- ・ 排水は、すべて参考比較とした水質汚濁防止法に基づく排水基準に適合していた。
- ・ 土壌は、すべて土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合していた。
- ・ 河川底質は、すべて参考比較とした土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合していた。
- ・ 悪臭・大気は、すべて悪臭防止法に基づく特定悪臭物質規制基準及び環境基本法に基づく大気の汚染に係る環境基準に適合していた。
- ・ 米は、現場周辺で収穫された玄米の鉛及びカドミウムについて調査を実施し、すべて食品衛生法等の基準に適合していた。また、同時に、現場以外の調査結果と比較したが、大きな差異は認められなかった。